- ▶ 2022年3月、第5回国連環境総会にて、プラスチック汚染に関する条約を作るための政府間交渉委員会(INC)を設立し、2024年末までの作業完了を目指す旨の決議を採択。2022年11月にINC1(於:ウルグアイ)、2023年5月にINC2(於:フランス)が開催された。
- ▶ 2023年11月13日~19日、INC3がケニアのナイロビにおいて開催された。本年9月に公表された条約の素案(ゼロドラフト)を元に議論が行われ、各国の提案が盛り込まれた条文案の改定版が作成された。

1. INC3での議論

- ▶ 9月に公表された条約の素案を元に、目的及び中心的義務、条約義務の実施手段、定義・原則等について3つの作業グループを 設置し議論。INC4での条文案交渉のベースとなる、各国提案が全て盛り込まれた条文案の改定版を作成。
- > 主な論点は、①条約の目的及び年限目標、②一次プラスチックポリマーの生産制限、③懸念のある化学物質・ポリマー・問題の あるプラスチック製品の規制、④国別行動計画の内容、⑤新たな基金設置の有無を含む支援基金等。
- ▶ INC4までの会期間作業については、各国優先事項や意見の隔たりが大きく、特定作業の決定には至らなかった。
- ▶ INC議長のペルーのメザ = クアドラ氏が退任。新たにエクアドルのバジャス氏(副議長・中南米代表理事)が選任された。

2. 日本の主張

以下の点などを主張しつつ、条文案の修正作業に貢献。

- (1) 条約目的に、**2040年までの追加的汚染をゼロにする野心**を盛り込むべき。
- (2)条約に基づく各国の包括的義務として、社会全体でプラスチック資源循環メカニズムを構築、生産から廃棄物管理に至るまでの ライフサイクル全体で対応に取り組む規定が必要。
- (3) 一次プラスチック生産制限については、世界一律の規制ではなく、**各国事情を踏まえて、他の対策が効果を生じない場合に各国** で検討すべき。再利用やリサイクル、廃棄物管理について、各国は汚染問題の解決に向けて取組を向上させていくべき。
- (4) **科学的根拠に基づく対応が重要、既存の他条約との重複に留意**すべき。
- (5)実施に関する支援は、**支援対象を効果的な措置に重点化**し、**真に必要な国に対して提供**されるべき。

3. 今後の予定

INC4 2024年4月21-30日 カナダ・オタワ



INC5 2024年11月25日~ 12月1日 韓国·釜山



2024年末まで 作業完了



外交会議(2025年半ば?) (立候補国:エクアドル、 ルワンダ・ペルー(共催)、セネガル)